

介護職員初任者研修カリキュラム

| 項 目 | 時間数 | 科 目 |
|-----------------------|------|---|
| 1 職務の理解 | 6 時間 | (1) 多様なサービスの理解 |
| | | (2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解 |
| 2 介護における尊厳の保持・自立支援 | 9 時間 | (1) 人権と尊厳を支える介護 |
| | | (2) 自立に向けた介護 |
| 3 介護の基本 | 6 時間 | (1) 介護職の役割、専門性と多種職との連携 |
| | | (2) 介護職の職業倫理 |
| | | (3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント |
| | | (4) 介護職の安全 |
| 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | 9 時間 | (1) 介護保険制度 |
| | | (2) 医療との連携とリハビリテーション |
| | | (3) 障がい福祉制度およびその他の制度 |
| 5 介護におけるコミュニケーション技術 | 6 時間 | (1) 介護におけるコミュニケーション |
| | | (2) 介護におけるチームのコミュニケーション |
| 6 老化の理解 | 6 時間 | (1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常 |
| | | (2) 高齢者と健康 |
| 7 認知症の理解 | 6 時間 | (1) 認知症を取り巻く状況 |
| | | (2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 |
| | | (3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 |
| | | (4) 家族への支援 |
| 8 障がいの理解 | 3 時間 | (1) 障がいの基礎的理解 |
| | | (2) 障がいの医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 |
| | | (3) 家族の心理、かかわり支援の理解 |

| 項 目 | 時間数 | 科 目 | |
|--------------------|-------|---------------------------------|------------------------------------|
| 9 心とからだのしくみと生活支援技術 | 75時間 | 基本知識の学習 (10～13時間程度) | (1) 介護の基本的な考え方 |
| | | | (2) 介護に関する心とからだのしくみの基礎的理解 |
| | | | (3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 |
| | | 生活支援技術の 講義・演習 (50～55時間程度) | (4) 生活と家事 |
| | | | (5) 快適な居住環境整備と介護 |
| | | | (6) 整容に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護 |
| | | | (7) 移動・移乗に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護 |
| | | | (8) 食事に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護 |
| | | | (9) 入浴、清潔保持に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護 |
| | | | (10) 排泄に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護 |
| | | | (11) 睡眠に関連した心とからだのしくみと自立に向けた介護 |
| | | | (12) 死にゆく人に関連した心とからだのしくみと終末期介護 |
| | | 生活支援技術演習 (10～12時間程度) | (13) 介護過程の基礎的理解 |
| | | | (14) 総合生活支援技術演習 |
| 10 振り返り | 4時間 | (1) 振り返り | |
| | | (2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修 | |
| 11 人権学習 | 1.5時間 | 高齢者問題をはじめとする人権問題 | |

注1 講義と演習を一体的に実施すること。

2 別紙2「介護職員初任者研修における到達目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。

3 研修の科目ごとの時間数については、配分に偏りがないようにすること。

4 「9 心とからだのしくみと生活支援技術」については、「ア 基本知識の学習」、「イ 生活支援技術の講義・演習」、「ウ 生活支援技術演習」の順に行うこととし、介護に必要な基礎的知識及び生活支援技術の習得状況に関する確認を含む。

5 「1 職務の理解」及び「10 振り返り」については、施設の見学を活用するほか、効果的な研修を行うために必要であると考えられる場合には、「9 心とからだのしくみと生活支援技術」において実習を活用することも可能であること。

(1) 実習は、「9 心とからだのしくみと生活支援技術」の「イ 生活支援技術の講義・演習」で、最大12時間行うことができる。

(2) 実習は、介護実習（8時間）、ホームヘルプサービス同行訪問（4時間）及び在宅サービス提供現場見学（6時間）の中で、次の組み合わせのいずれかで行うことができる。

ア 介護実習 8時間

イ ホームヘルプ同行訪問 4時間

ウ ホームヘルプ同行訪問（4時間×2） 8時間

エ ホームヘルプ同行訪問（4時間×3） 12時間

オ 在宅サービス提供現場見学 6時間

カ 在宅サービス提供現場見学（6時間×2） 12時間

キ 介護実習（8時間）・ホームヘルプサービス同行訪問（4時間） 12時間

ク ホームヘルプ同行訪問（4時間）・在宅サービス提供現場見学（6時間） 10時間

(3) 実習は、1日8時間まで行うことができる。

(4) 実習を追加カリキュラムとして行う場合は、(1)及び(2)に定める時間数を超えて実施することができる。

(5) 実習の開始までに「実習オリエンテーション」を1時間以上実施し、実習の意義、目的等について指導すること。

(6) 実習修了後、実習受け入れ施設等から実習修了証明書（様式第3号）の提出を受けるとともに、受講者に各実習科目について実習日誌（様式第4号）を提出させることにより、実習が適切かつ効果的に行われたことを確認すること。

6 全科目の修了後に筆記試験による修了評価（1時間以上）を実施すること。